

久留米市債券運用指針

(趣旨)

第1条 資金の債券による運用にあたり、適切なリスク管理を行ない、確実かつ効率的な運用を図るため債券運用指針を定める。

(運用の基本的目標)

第2条 債券運用にかかる基本的目標は、次のとおりとする。

- (1) 計画に基づく運用 資金需要の見通しに応じた運用計画に基づき、確実かつ効率的な運用を行なう。
- (2) 確実性の確保 元本の安全性の確保を最重視するとともに、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク低減に対応した運用を行なう。
- (3) 効率性の確保 資金の運用可能期間に対応した有利な債券運用を行なう。また、運用ロットの管理、運用事務の簡素化などにより、効率的な運用を行なう。
- (4) 市財政の強化に資するため、積極的な債券運用を行なう

(運用対象)

第3条 運用する債券については、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機関債などの元本償還及び利息支払いが確実な債券とする。

2 債券の選択にあたっては、資金の運用期間に応じた償還年限（残存期間）の債券を選択する。

3 債券の購入については、額面金額を下回る債券、額面と同額の債券のほか額面金額を上回る債券も対象とする。但し、額面金額を上回る債券については、債券購入以降に迎える3回分の利払い日に受け取る利金の総額が、償還差額を上回る債券のみ対象とし、この場合の額面超過額は、別表第1の方法により償却する。

(評価)

第4条 地方自治法第235条の4第1項及び第241条第2項に定める「確実」「有利」「効率的」の評価は、債券の保有期間を通じた利回りをもって行う。

(取得の方法)

第5条 債券の取得は、競争入札による。但し、運用資金の状況、取得債券の調達状況等により即時の判断が必要であるなど、入札によることが適当でない場合はこの限りではない。

(保有期間)

第6条 取得した債券は、その確定した元本及び運用利息を確保するため満期償還期限までの保有を原則とする。但し、途中売却することで売却益が発生する場合には、途中売却できるものとする。

(債券運用の記録)

第7条 購入した債券は、国債・政府保証債・地方債・地方公共団体金融機関債台帳(別記様式)に内容を記録し保管する。

(指針の見直し)

第8条 この指針は、債券市場の情況、法制度、金融政策、市の資金運用の状況などに応じて見直し、改訂を行なう。

附則

この指針は、平成14年11月1日から適用する。

附則

この指針は、平成19年7月1日から適用する。

附則

この指針は、平成28年6月6日から適用する。

別表第1(第3条関係)

区分	処理方法
額面超過額 (オーバーパー)	購入時に算定される額面超過額を分割又は一括して受取利息(売却益が伴う場合は、売却益)により直接償却する。